

和歌山ビッグウェーブ料金表

(公財)和歌山県スポーツ振興財団

1. 利用時間 9時から21時まで
2. 休館日 年末年始(12/29～1/3)

(単位：円)

種別			全日利用	利用料金及び利用区分					超過利用料 (1時間に付)	
				9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00		
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツ・レクリエーション	平日	39,110	12,020	16,030	20,840	25,240	33,180	4,810
			土日祝日	46,930	14,420	19,230	25,010	30,290	39,800	5,760
		式典・集会	平日	97,770	30,050	40,070	52,100	63,110	82,950	12,020
			土日祝日	117,330	36,060	48,090	62,520	75,730	99,550	14,430
	見本市・展示会	平日	146,650	45,060	60,110	78,140	94,650	124,430	18,020	
		土日祝日	175,980	54,070	72,140	93,770	113,580	149,310	21,620	
	入場料等を徴収する場合	1,000円未満	平日	146,650	45,060	60,110	78,140	94,650	124,430	18,020
			土日祝日	175,980	54,070	72,140	93,770	113,580	149,310	21,620
		1,000円以上	平日	244,420	75,100	100,180	130,240	157,760	207,390	30,050
			土日祝日	293,300	90,130	120,230	156,280	189,320	248,860	36,050
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツ・レクリエーション	平日	17,020	5,230	6,980	9,070	10,980	14,450	2,100
			土日祝日	20,430	6,280	8,370	10,890	13,180	17,340	2,510
		式典・集会	平日	68,070	20,910	27,910	36,280	43,940	57,770	8,360
			土日祝日	81,690	25,090	33,490	43,540	52,730	69,320	10,040
	見本市・展示会	平日	102,120	31,370	41,860	54,420	65,910	86,660	12,550	
		土日祝日	122,550	37,640	50,230	65,310	79,090	103,990	15,050	
	徴収料等を徴収する場合	スポーツ・レクリエーション	平日	42,550	13,070	17,440	22,680	27,470	36,110	5,230
			土日祝日	51,060	15,690	20,930	27,220	32,960	43,320	6,280
		スポーツ・レクリエーション以外	平日	170,200	52,280	69,770	90,700	109,840	144,430	20,910
			土日祝日	204,230	62,730	83,730	108,850	131,810	173,310	25,090
武道場	平日	15,540	4,780	6,360	8,280	10,040	13,180	1,910		
	土日祝日	18,650	5,730	7,650	9,930	12,050	15,820	2,290		

メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場(和歌山ビッグウェーブ)の利用料には、すべて消費税を含んでいます。

備考

- 1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を事前準備又は原状回復のために利用する場合(催物を行う日において事前準備又は原状回復のために、利用する場合を除く)の利用料金(超過時間にかかる利用料金を除く)の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 3 メインアリーナ、サブアリーナをスポーツ・レクリエーション等に利用する場合(入場料等を徴収しない場合にかぎる)において、その一部を利用するときの利用料金の額は、その利用床面積に応じ、この表の定める利用料金の額の2分の1または、3分の1の額とする。
- 4 武道場において、その床面積の3分の2を利用する時の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の3分の2の額とする。
- 5 メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を小学校の児童若しくは、中学校、高等学校もしくは、中等教育学校の生徒、またはこれらに準ずるとみとめられる者が利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る)における利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 6 特別に電気、ガス、水等を使用した場合は、その実績相当額を徴収する。
- 7 メインアリーナ及びサブアリーナを利用する場合において、超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 8 「休日」とは、国民の祝日に関する、法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日をいう。

2019.10.01

附属設備利用料金表

(単位：円)

種別		利用単位	利用可能数	利用料
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間		7,120
	サブアリーナ	1時間		1,890
	武道場	1時間		1,360
舞台設備	観覧席(88人掛け)	17°ロック1日		10,720
	観覧席(88人掛け) ※アマチュアスポーツ入場料無料	17°ロック1日		5,360
	観覧席(33人掛け)	17°ロック1日		4,000
	観覧席(33人掛け) ※アマチュアスポーツ入場料無料	17°ロック1日		2,000
	移動席	1脚1日	500脚	30
	移動舞台装置	1式1日	1式	6,640
	演台	1組1日	1組	780
音響設備	ワイヤレスマイク	1本1日	3本	520
	プロジェクター スクリーン	1組1日	1組	1,390
	CDデッキ	1台1日	1台	640
体育器具	電光表示板(多目的)	1台1日	4台	1,620
	バスケットボール用具	1組1日	2組	1,980
	フェンシング用具	1組1日	14組	2,130
	ハンドボールゴール・ネット	1組1日	1組	440
	バレーボール用具(6人制)	1組1日	4組	470
	バレーボール用具(9人制)	1組1日	4組	450
	ソフトバレーボール用具	1組1日	9組	70
	バレーボール審判台(公式用)	1台1日	1台	160
	バレーボール審判台(練習用)	1台1日	3台	40
	硬式テニス用具	1組1日	3組	300
	ソフトテニス用具	1組1日	3組	200
	バドミントン用具	1組1日	12組	550
	卓球用具	1組1日	24組	220
	柔道畳(電動収納畳)	1台1日	4台	3,410
	柔道対戦ボード・タイマー	1組1日	4組	410
	剣道対戦ボード・判定マーク	1組1日	4組	500
	空手フロアマット・電光表示板	1組1日	4組	3,300
レスリング用具	1組1日	2組	2,260	
サッカー(フットサル)ゴール・ネット	1組1日	1組	330	
ウエイトリフティングプラットフォーム(公式用)	1台1日	1台	790	
ウエイトリフティングプラットフォーム(練習用)	1台1日	2台	220	

- 備考
- ① 利用時間が1時間に満たない時、又は利用時間に1日に満たない端数がある時は、1日として計算する。
 - ② 利用時間が1時間に満たない時、又は利用時間に1時間に満たない端数がある時は、1時間として計算する。
 - ③ この表の利用料金の金額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。